

【研究ノート】

新聞記者統制制度廃止までの考察

Study Of Abolish Newspaper Reporter Control System After WW2

大津昭浩

OATES, Akihiro

キーワード：日本新聞会記者規定；日本新聞公社；日本新聞連盟；教学錬成

Received: 2012. 10. 28

1. はじめに

第2次世界大戦中、日本の新聞・通信メディア規制の中でも記者そのものに対する規制として行われたのが思想点検などによって資格付与の可否を行う「記者登録制度」と、記者などに対して、精神修練を課す「錬成」の実施¹⁾であった。本稿ではそれらの事業が廃止されるまでの最終段階を対象として論ずる。

1942(昭和17)年に発足した統制団体「日本新聞会」は錬成プログラムの作成と実行を行い、並行して全取材記者を対象として登録証を持たない記者を排除する目的の記者登録制度の実施に向けて事業を展開する。そして、大戦末期1945(昭和20)年に入り所管する政府・情報局の命令により解散させられ同年3月に「日本新聞公社」に切り替わる。新たな統制団体の設立は情報局による直轄体制への移行が主目的であったと理解されている。しかし、明確に削除されたのが記者などに対する錬成で、全国の新聞社を対象に実施され軍事教練の要素も取り入れて強化されていた錬成は、公社の設立によってその事業目的から消滅したことが確認できる。

一方、記者登録制度については1943(昭和18)年5月から記者登録証の発行が開始されるが、登録証を持たない記者を取材現場から排除する「正式実施」は幾度となく延期され、1945年1月になってようやく効力を発揮した。これは新聞会側で、新聞記者登録制度の「附則」を用いて実効力を停止させていたためだったことが分かった。日本新聞会の目論み通りに記者登録制度は進捗しなかったが戦後、「日本新聞連盟」に改組された後も重要な事業として継続された。廃止に至ったのは連盟内部からの統制体制撤廃を求める動きだった。

新聞会から続いた新聞統制が外れた唯一の例外が、一足早く米軍の統制下に入っていた「沖縄新報」である。同紙からは3名の記者が登録されているが、沖縄本島および先島諸島全ての既存紙が廃止され、新たに1945年7月に創刊した「ウルマ新報」に彼らに関わることは許されなかった²⁾。本稿では歴代の新聞統制団体の機関紙であった「日本新聞報」を主たる資料として、大戦末期から終戦後の間、記者登録制度の最終段階について検証する。

2. 記者登録制度の実際

2.1. 資格詮衡委員会による書類審査

日本において、新聞記者に対する資格制度の導入については明治中期以降、米国に端を発するゴシップ報道を指すイエロージャーナリズムに対する批判から度々、槍玉に挙げられてきた。そして、日本新聞会が1941(昭和16)年12月施行の新聞事業令に基づいて翌1942(昭和17)年2月に発足すると全国の新聞・通信社の記者を選別する登録業務を行った。新聞・通信会社の主務官庁であった情報局の業務を代行するもので、日本新聞会としての主要な業務の1つだった。実際の記者登録は、新聞・通信社単位に必要な人選を行って取りまとめ、新聞会に申請した。同会ではこれに基づいて行政機関などに身辺調査を依頼し、この結果と照らし合わせて同会の資格詮衡委員会が登録の可否を決めた。この登録が単なる名簿と異なるのは、その要件として「日本新聞会記者規定」の第3条に「記者ハ左ノ条件ヲ具フル者ニシテ記者資格詮衡ニ合格シタル者ヲ謂フ」と規定し、「国体觀念ヲ明媚ニシ記者ノ国家的使命ヲ明確ニ把握シ且常ニ品位ヲ保持シ公正廉直ノ者タルコト」(第3条2項)としている点が挙げられる。各社からの申請書に基づいて記者の本籍地自治体などに調査を依頼してさまざまな情報が審査されたことが最大の特徴で、学歴・取材歴に加えて思想点検結果の善し悪しが判断材料になったのだ。

この半面で、誰を登録させるのか、営業と兼務している記者はどうするのか、見習い記者はどうするのかといった疑問に関するトラブルは記者登録が開始されてから2年以上経っても続く。記者を申請するかどうかの判断は各社に任されていたことを考えれば一部に非協力的な動きがあったと考えられなくもない。登録書類の提出期限は1942(昭和17)年8月だったのだが、1944(昭和18)年8月の時点でも大量に申請書類の不備が見いだされ、新聞会は会員各紙に対して必要書類を一括して申請するように要請している。それは所定の申請書に加えて、戸籍抄本、本籍地市町村発行の身分証明書を併せて添付させるもので、さらに登録済みの記者を採用した場合の記者採用届、同じく解職させた場合、依願退職の場合などについての届け出は2週間以内に行うことを徹底するように求めた。

また、登録記者が国籍を失った場合、禁治産・準禁治産・破産宣告を受けた場合、禁錮・懲役・死刑が確定した場合、大政翼賛会(翼賛会)・翼賛政治体制協議会(翼政会)以外の政治・思想結社に加入した場合、営利事業に従事した場合、思想・品位・人格など記者としての資格に欠くところがあると認められた場合、記者職に2年以上従事しなかった場合、死亡した場合はただちに報告するように求めた。さらに、現住所、身分・待遇、従事する職務の種類についての異動事項については年2回の報告を求め、解雇・依願退職時には返却された記者証を新聞会に返送するように改めて指示している。

記者登録事業は当時、取材機能を持っていなかった放送メディアを除いて、新聞・通信メディアの登録社に所属する取材記者全てを登録するもので、朝鮮新聞会など外地の新聞会に所属する新聞社・記者も順次、対象に加えられた。台湾においては、島内に記者志望者が少なく記者不足状態であったが、「記者の素質向上」を目指して内地と同条件で記者登

録を実施している。台湾紙からは第1回目の登録申請が281件あり、このうち、1943(昭和18)年10月26日付で141名に記者証が発行されている。

一方、内地における記者登録は1944(昭和19)年に入っても混乱を続ける。1月15日の段階で申請済みにも拘らず2,200件が未登録となっていた。このうち、海外特派中、応召中などが500件、経歴不足などの理由で留保中が200件で残りの1,500件が審査中という状況だった。日本新聞会は、登録が大幅に遅延している理由として、一括申請する新聞社側の書類不備を指摘した。例えば、申請書に入社後の職歴を書かない、前職での記者歴を書かない(結果として経験不足と見なされる)、住所変更しても届け出ないため、新聞会側で調査不能となるといったケースを挙げて、申請書類の内容を精査するように要望している。

2.2. 取材記者排除の実効力を停止させ続けた附則運用

日本新聞会は1944年3月に入ると申請総数1万3,000件のうち、7,300件の登録を終えたとして、記者登録制度を「近く正式実施」と発表したが、しかし実際には、登録事業が開始されて以降、「正式実施」が予告されたのは複数回に及び、これが初めてではない。つまり、記者登録証の有無による取材制限は行われていなかったのだ。記者証発行を開始しているにも関わらず「正式実施」を繰り返しアナウンスしたのは、現実取材現場で活動している記者で登録証が発行されずに取材許可対象外になるケースを懸念していたためだ。

当時の記者クラブ制度では、加盟社は原則として在京の朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞、日本産業新聞、同盟通信の5紙1社に加え、北海道新聞、中部日本新聞、産業経済新聞(大阪)、西日本新聞の6紙に限定して官庁や経済団体などに置かれた33拠点の記者クラブの構成メンバーとなることが認められていた。例外として陸・海軍省、内務省、大東亜省、外務省、翼賛会、翼政会の各記者クラブについては地方紙、外地紙、横文字紙が加入できた。こうした記者クラブの登録メンバーで、記者登録がない記者が出ると、そのままクラブ所属員とすることができなくなるため「正式実施」を先送りさせたのだ。また、その間に規定となっていた1年間の職歴(取材経験)を充足させれば、現場の記者が登録対象外になることが防止できるとも考えたようだ。

そして、同年9月には、全国各地のブロックをまとめる複数の地区本部から「熱心に希望」があるため「局部的に記者登録制度」を実施するかについて新聞会の編集委員会が検討を行った。そこでは「登録制度を認めている以上この程度で実施する必要あり、但し実施に当たっては諸般の情勢を十分検討のうえ慎重に扱われたし」という意見で一致した。こうした議論が行われる背景には、記者登録制度を実質的に無力化させる日本新聞会記者規定の附則「現ニ記者タルノ業務ニ従事スル者ハ(略)登録又ハ且ノ拒否ノ決定アルノ日迄引続き記者タルノ業務ニ従事スルコトヲ得」という附則規定の運用があったためだ。

この附則によって、記者登録の有無を実効力のないものとし、記者登録制度の効力を停止させていたのだ。今日においては、ダブル・スタンダードであるという非難を受け兼ねない運用だが、記者登録制によって取材記者の取材活動、とくに記者クラブでの活動が制限されることに抵抗していたことが伺える。登録制度を担当する新聞会編集委員会内部での強い抵抗(サボタージュ)が、附則の運用を2年にも亘って続けさせたといえるのではな

いか。登録制度として記者証を発行しているものの、記者証の有無で取材資格を制限することは行いたくないという意図が見えるのが興味深い。

この附則運用が停止され、記者登録が実際に効力を持つのは1945(昭和20)年1月1日付から。3年間に渡って続けられた新聞・通信記者の登録申請の総数(1944年12月末日)は9,121件に達し、発効時点では8,181名が登録者となった。

3. 日本新聞公社の設立

3.1. 直轄統制組織の設置と鍊成の廃止

第2次大戦の最終年、1945(昭和20)年2月に入ると情報局は、突如として日本新聞会に対して解散を命じる。この命令は一般的には、新聞会を介した新聞社の間接統制から直接統制へ移行したものと考えられているが、背景の1つには新聞会による記者登録事業、記者鍊成事業の不徹底に対する不満があったことも挙げられよう。新聞会の田中都吉会長の任期が2月に切れるというのが表向きの理由の1つだったが、記者登録制の実施による取材統制が実効力を持った直後のタイミングで解散命令が出された格好だ。

「新聞会による全国新聞社の整理統合は一応完了を見た」ことを理由とし、政府は2月3日、新聞会に対して小磯国昭総理および大達茂雄内務大臣名で3月1日付を以て開催することを命令した。同日、緒方竹虎情報局総裁が新聞会幹部を集めてこの意向を説明、新聞会が実施してきた統制は情報局が直接当たり、完璧を期す方針を明らかにする。一方で、新聞資材の配給、厚生および鍊成施設については今後、設立する「日本新聞公社」に引き継ぐことを伝えた。情報局の久井忠雄新聞課長は新聞会の解散総会を前にして、新聞公社の所管事業は「新聞用資材調達の連絡に関する事項」「日本新聞インク株式会社の指導監督に関する事項」「新聞記者の登録及記者会に関する事項」「新聞従業員の鍊成企画及実施に関する事項」「厚生鍊成施設の管理に関する事項」などになるという見解を伝えている。

また久井新聞課長は「記者登録については廃止論もあるが、これによって記者の素質が向上した点もあるので当分存続し情報局で掌ることは不適當であるから公社でやって貰う、今後は統制規定によらず自主的な申し合わせによって登録記者以外は使わないという具合でいくわけである」と公社の定款改訂を議論する場で述べている。その後、策定された新しい新聞公社定款の目的および事業は、ほぼ久井課長の説明通りになるが、鍊成事業や鍊成施設の管理という当初の事業目的案は新しい定款から消えてしまった。そして、新聞統制団体として推進してきた新聞・通信記者に対する鍊成事業が復活することはなかった。

3.2. 新聞公社最後の統制

大戦末期に、新聞会を廃止して日本新聞公社を新たに発足させたわけだが、どのような変更がなされたのだろうか。新聞会の全ての委員会(鍊成委員会は消滅した)が情報局内に移り、編集委員会の強化が図られた。加えて、新聞会にはなかった「整理査閲専門部会」「政経専門部会」「社会専門部会」「文化専門部会」「外報専門部会」「地方専門部会」「写真専門部会」そして新聞社で深刻化していた人員確保を目的とする「勤労委員会」などが新

設された。各部 5-10 名程度の委員構成で、新聞社員の身分で情報局入りした。

新聞公社の岡村二一専務理事は新聞公社の性格について「今回この日本新聞会と云う統制会が第一期会長田中都吉氏の任期満了を機に解散することになったのは、統制会というものは兎角世評に上がって批判の対象となつてゐるやに聞く今日、新聞会は自ら創つた統制会を進んで解体した、これは輿論の指導に任ずる政府当局と新聞会が輿論に対する一つの意思表示として今回の解散が為されたともいへやう」として統制組織は新聞事業の戦時即応体制を整える過渡期には必要となるが、言論の指導は必要なら政府が責任と信念をもってやるべきで、新聞側でも統制組織を通じての指導は隔靴搔痒と評している。さらに「新聞側でそうした国体の世話にならなければ正しい在り方を維持できないといふ状態は必ずしも望ましくない」として新聞会が解散の時期に達したのは国家・新聞会ともに喜ぶべきことと位置付けていた。

新聞公社の初年度1945(昭和20)年予算は574万8,000円で、新聞会と「日本新聞配給会」を合わせた前年度予算に比べて24万円増額された。情報局側では1945年5月に陸・海軍省および外務・大東亜省の報道体制を情報局に一元化した他、局内に「中央記者会」を設置。情報発信源の集中化を図った。また、同じく同年7月に大戦中最後の統制命令となる国民勤労働員令の対象に新聞並びに同配給従業員を「戦時要員」に指定した。これにより、新聞社内技術者(航空・自動車関連から旋盤・ボイラー関連、社内の医師・薬剤師など)、植字・印刷・写真現像などの工務関連、取材・写真・整理など各種の記者、事務などに従事している者は勝手に職場離脱することができなくなった。また、8月15日付で新聞配給(配達)に当たる要員として東京都下の中学生2,500名に対する学徒動員を決定したが、終戦を迎えてこうした戦時動員は行われずに終わる。

4. 戦後も維持された統制体制

4.1. 新聞連盟の発足と解散

連合軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP)による占領が開始されると情報局の久井新聞課長は更迭され、政府による新聞統制は行き場を失う。9月に入り、日本新聞公社は新たな方針として「官廳の補助機関として存在してゐる日本新聞公社を改組し各新聞社の自治機関として新聞聯盟の如きものとし、これに顧問會議を敷設し、この顧問會議によって新聞發行を薦めて行くやうな行き方も一法であろう」と提案した。そして朝日、毎日、読売、東京、日本産業經濟、同盟通信、北海道、河北新報、中部日本、大阪新聞、中国新聞、西日本の各代表クラス12名に顧問を委嘱した。顧問らは「終戦に対処する日本新聞公社の性格等変更に関する件」に加えて「新聞事業の濫立防止に関する件」「記者登録に関する件」「号外發行に関する件」について、審議を開始する。

2回に亘る顧問會議で、新聞公社改組の原案を取り纏め、新団体名を「日本新聞連盟」として「官僚的色彩を払拭」することを明らかにした。しかし、ここで示された新聞自治団体の定款案では「編集ならびに経営の改善に必要な諸般の研究及連絡に関する事項」な

どの事業目的に加え「記者の登録及記者会に関する事項」が盛り込まれた。記者登録を義務付けたまま、登録業務を一手に引き受けるのであれば、従来の新聞記者統制と変わらないはずだが、この部分は手放したくないという意向が示されたのだ。

そして同年9月27日に社員総会を開催し、定款変更の形で実質的に改組することを決定した。情報局ではこれを受け、翌週の10月2日に総理大臣・内務大臣名で日本新聞連盟の設置がスピード認可された。他方、新聞公社の前身であった新聞会の設置根拠法であった新聞事業令は実体を失い同6日、正式に廃法となった。11月に入り、日本新聞連盟の事務規程が策定され連盟内に新設する「記者課」において新聞記者登録および記者会関連業務を行い、同「審査課」で記事の審査研究、社員社（会員紙）の編集関係の事務を行うことが決まる。記者統制の根幹となっていた登録制度などの新聞統制の継続を決めた新聞連盟に対して内部から対抗する動きが出るのは同年末の12月31日付で情報局が廃止されてからだ。

4.2. 業務委員会からの解散要求

1946(昭和21)年3月、日本新聞連盟は内部から出された上申書に対して緊急理事会を開く。同連盟の業務委員会ならびに同従業員労働組合から、連盟自体の改組・解散を求めたもので議論が紛糾し一時、保留扱いになる。この上申書の概要は、発行本社と配給を行う販売店の関係を民主化し、労働組合活動に対しても善処することを目的としており、新聞連盟の体制を厳しく批判していた。さらに、この業務委員会の改革論議に触発された形で、1937(昭和12)年来、継続していた新聞の共同販売制度についても撤廃を求める上申書が提出される。

新聞連盟では審議を透明化する目的で急遽、小委員会を発足させ編集委員会、工務委員会など全ての委員会をメンバーに加えた。さらに、新聞販売組合連合会そして戦後、相次いで発足した労働組合の日本新聞通信従業員組合（新聞単一、後の日本新聞通信放送労働組合）と新聞連盟従組に対しても密接に連絡を取る方針に切り替える。小委員会では業務委員会の上申書に加えて、新聞連盟従組が提出した「連盟改革案」（新機関の設置）、新聞販組連が提出した「新聞配給に関する営業権確保案」（専売制の廃止と供販制の維持、自主的機関の設置と営業権の確立）の3案についての審議が付託された。

発端となった業務委員会の上申書は、戦前から続いている新聞共販制度業務を新聞連盟が独占し続けていることに対する批判であったが、その改組を求める理由として「統制的因子は之を払拭せざるべからず、殷々たる民主主義の風潮はあらゆる制度、組織の封建的統制因子を排斥しつつある、このときに当たり新聞連盟はその運営の形式においてこそ極力民主主義的手法を選べるにも拘らず、依然その実質至ってはなお新聞公社時代の旧態を脱し得ざるの实情在り」と断じた。

小委員会は1946年3月23日、機構改革案を取り纏め、理事並びに評議員から成る合同会議を開催し、実質的に「解散」と同義となる「改組」を提案する。新聞連盟は「改組」の形式による改革を行い「あくまで新聞社の機関として現地配給との関係は別個に運営委員会のような形で対処する」こととした。また、実質的に解散になるため従業員は全員解雇が示された。そして、新たに策定された定款案での事業目的は「社員の共同施設及び相互援

助に関する事項」「社員の発行にかかる新聞の配給及普及に関する事項」「新聞用紙其他資材」に関する事などが決まり、ここでようやく記者登録が事業目的から消えたのだ。

そして同4月6日、日本新聞連盟の実質的な解散を決める「緊急臨時社員総会」が毎日新聞社内講堂で開かれる。小委員会の議論が伝わっていなかったため紛糾し、翌7日に改組（解散）が決議された。これを受けて新「新聞連盟」では5月に、発足間もない共同通信の伊藤正徳理事長を委員長とする8名の選考委員により、理事20社、監事3社を選び「新組織」の発足、つまり現在の「日本新聞協会」を結成することを決める。新聞連盟の解散は11月になるが、先行して新聞協会としての創立総会を同7月23日に開き、GHQ/SCAPの民間情報局教育局局長を務めたケン・R・ダイク代将が要請していた「輿論形成の重要な要素としての新聞の自由の確立発展」「新聞連合会の創設と新聞綱領の制定」「新聞人の教育機関の整備」を目指した組織として日本新聞会以来、新聞・通信記者を縛っていた統制要素が全て解消されることになった。

5. まとめ

日本における大戦中の新聞・通信に対するメディア統制は、専ら新聞資材の分配に拘る統制や、全国紙・ブロック紙・地方紙に加えて産業紙、専門通信社を合併などの手法で統合したメディア統合が知られている。これらの実行機関として発足したのが日本新聞会であったが、同会では新聞・通信記者そのものに対する統制も実施していた。1942(昭和17)年から1945(昭和20)年までの間、新聞会は全国で新聞記者や編集関係者に対して身体的および精神的な修練を課す錬成と、思想調査上好ましくない記者を排除する記者登録制を組み合わせ、いわば内面からの統制を試みた。

しかし、新聞社側にとっても長期間にわたる錬成に各職場から人員を割く余裕がなくなっていた。それに加えて、新聞会の専門部会である錬成委員会では参加者の中でも記者・編集局員らが錬成に対して不真面目な態度で臨むことが度々、指摘され問題視されていた。初期の錬成では、座学も重視され新聞学など新聞関連の講義も加えられていたなど新聞記者のスキルアップを目指していた部分も見られた。一方で末期になると、軍隊式訓練を模した錬成に一本化するべきであるとの意見に集約されていく。

新聞会を外部補助団体として所管していた情報局は、新聞会による錬成事業について「戦局ノ苛烈化ニ相応シテ新聞思想戦ヲ的確強力ニ展開スル為メ、其ノ中核トナルベキ記者ノ錬成ヲ重点的ニ而モ可及的頻繁ニ実施スル事ニ予定シ(略)計画セリ」³⁾と位置付けていた。この一方で同時期に最も大規模に行われていた錬成は文部省教学局による「教学錬成」で、専門の「教学錬成所」を1943(昭和18)年に設置することで展開する。そこでは国民学校長、中学校長、実業学校長、師範学校教員を対象に短期・中期・長期の組み合わせによる錬成を年間300名に対して実施した他、各都道府県に設置した教学錬成所を加えると年間1,500名もの教職員関係者に対する錬成⁴⁾を行っている。これとは対照的に、情報局は新たな統制団体として新聞公社を発足させたのを機に、あっさりと錬成事業を放棄しており、錬成に対する捉え方は所轄官庁によって一様ではなかったのだといえよう。

この一方で、記者登録制度については終戦後も継続することを当然のことと考えていた。GHQ/SCAP による占領が開始された以降、既存の新聞・通信統制機構は日本新聞公社から「改組」して日本新聞連盟になるが、記者登録制度に加え、記者クラブの統制も継続して事業目的に加えていた。本稿でも指摘しているが、記者登録制度の重要な問題点は、戦争政策推進上、問題のある思想を持たないことが要件の1つになっていた点にある。

この記者登録に拘る要件についても、そのまま継続していくことについて疑念はなかったのだろうか。新聞連盟として記者登録事業を引き継ぐことについては「従来記者証を受けた者と受けぬ者との間に身分保障等について何等の差異なく、実効を疑われた傾きがあった、しかし今後は群小新聞の発生及び記者の族出^{ぞくしゅつ}によって現在の制度そのものが実効を発揮するものとみられ、更に新聞記者会館等の新設によって記者証を有する者のみの福利厚生施設として利用されれば登録制度は戦時よりもむしろ今後に期待されてゐる」と評価していた。

結局、新聞連盟自体が再び「改組」され、記者登録に関する事業目的は消え、新たに結成された「日本新聞協会」に取って代わる。記者登録制度は、情報局の主導によって導入されたが戦後、同局が消滅しても継続しようとする動きがあったのだ。記者登録制度として最後の集計は終戦後、1945年10月に取り纏められた。9月末日時点での集計結果は申請総数9,021件、登録済みが8,377件、未登録644件だった。記者証による統制が発効した1月時点に比べて申請数は100件、登録数は196件増加している。最後まで申請数と登録数の開きが埋まらなかったのは日本全国で激化した都市爆撃によって調査自体が進捗しなかったためだ。

この集計以降、今日までに日本には記者を登録管理する制度はない。また、記者を束ねる全国横断的な職能別組織も存在していない。しかし、戦中・戦後の短い期間ではあるが、記者登録制度が導入・運用されていた経緯に加え、これを排除するための取り組みがあったことなど未解明な部分を検証していく必要があるだろう。

註

- 1) 拙稿「日本新聞会の実施した新聞記者錬成：枢軸国記者統制方式の導入と実施過程での変質」『情報化社会・メディア研究』第8巻（2012年3月）
- 2) 門奈直樹「米軍統制下での新聞の創刊」『沖縄言論統制史』（現代ジャーナリズム出版会、1970年）p.61-63
- 3) 荻野富士夫編・改題「昭和19年度概算要求説明資料」『情報局関係極秘資料』第8巻（不二出版、2003年）p.150
- 4) 荻野富士夫編・解説「第八十四回帝国議会説明材料」『文部省思想統制関係資料集成』第10巻（不二出版、2008年）p.36-41

参考資料

- 「日本新聞報」（日本新聞会 1943年6月～1945年3月）
 「日本新聞報」（日本新聞公社 1945年3月～10月）
 「日本新聞報」（日本新聞連盟 1945年10月～1946年11月）